

## 滋賀県新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議（第2回）議事概要

### 1 日時

令和7年1月24日（金） 15時00分から16時30分まで

### 2 場所

滋賀県危機管理センター2階 災害対策本部室

### 3 出欠状況

（敬称略）

#### 委員

構成機関名	職種 (職名)	氏名	出欠 予定	出席方法	
				会場	Zoom
1	京都大学防災研究所	都市防災計画研究分野 教授	牧 紀男	出席	○
2	国立感染症研究所	実地疫学研究センター長	砂川 富正	出席	○
3	びわこリハビリテーション専門職大学	学長	角野 文彦	出席	○
4	一般社団法人滋賀県医師会	会長	高橋 健太郎	出席	○
5	一般社団法人滋賀県病院協会	会長	三木 恒治	出席	○
6	一般社団法人滋賀県薬剤師会	会長	木村 昌義	出席	○
7	滋賀県医薬品卸協会	会長	森 康之	出席	○
8	滋賀県保健所長会	甲賀保健所 所長	松原 峰生	出席	○
9	大津市	大津市保健所 所長	中村 由紀子	出席	○
10	滋賀弁護士会	さとやま法律事務所 弁護士	竹内 雅和	出席	○
11	滋賀市長会	草津市健康増進課 課長	井上 昌子	出席	○
12	滋賀町村会	豊郷町医療保険課 保健師	平松 祐子	出席	○
13	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	副会長	谷口 郁美	出席	○
14	滋賀県商工会議所連合会	専務理事	廣瀬 年昭	出席	○
15	滋賀県学校保健会	会長(のむら小児科 院長)	野村 康之	出席	○

#### 事務局

構成機関名	職名	氏名	出欠 予定	出席方法	
				会場	Zoom
1	防災危機管理監	山下 將	出席	○	
2	知事公室 管理監	野瀬 千晴	出席	○	
3	防災危機管理局危機管理室 危機管理・国民保護係長	植野 涼子	出席	○	
4	健康医療福祉部 次長	奥山 光一	出席	○	
5	健康医療福祉部 次長	切手 俊弘	出席	○	
6	健康危機管理課 課長	長崎 幸三郎	出席	○	
7	健康危機管理課 参事	西川 真介	出席	○	
8	健康危機管理課 管理係長	村田 拓嗣	出席	○	
9	健康危機管理課 企画係長	橋本 富蔵	出席	○	

### 4 内容

（開会）

野瀬知事公室管理監

本日の会議は公開としており、報道関係が1社、傍聴希望者はなしである。

山下防災危機管理監

開会あいさつ。

野瀬知事公室管理監

配布資料の確認。

委員15名のうち、オンラインを含め全員出席いただいている。

野瀬知事公室管理監

議事進行は当会議設置要綱第3条第4項に基づき、座長にお願いする。

座長

能登半島地震から1年、新型コロナウイルス感染症の流行から5年、阪神淡路大震災から30年が経過した。

私事であるが、新興感染症や自然災害等について総合的に対応することを目的に、京都大学医学研究科にヘルスセキュリティセンターが新たに設立された。危機管理部局と保健部局で研究を進めることとしているが、そういった総合的な観点で滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定にも重要である。全委員から御意見をいただきたい。

議題1「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（素案）」について、事務局より説明をお願いします。

防災危機管理局  
植野室長補佐

資料①～③に基づき説明。

座長

県行動計画は、少し大きめのやるべきこと（What）が定めてあるが、この下に詳細なマニュアルが今後整備され、そこにどうやってやるのか（how）が定められることになる。今回はあくまで県行動計画についての御意見をいただきたく、大きな枠組みの中で抜けている点やこうした方がよいという点について、意見や質問等をいただきたい。

委員

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の流行からしばらくした頃から全国衛生部長会の研究班において、全国の自治体におけるコロナ対策について調査をしている。

今年の調査によると、コロナ対策にかかる実施体制は縮小傾向にあり、平時の体制をコロナ禍の前にまで戻してしまう自治体が目立つ。コロナ対応では、平時の体制がしっかりとしていなかったため大変であった。

県行動計画改定素案の42ページから本県の実施体制が記載されているが、平時の実施体制をどうするのかについてあまり記載されていないため、もう少し強調して記載したほうが良い。43ページの⑥に平時から人材育成に取り組むと記載があるのは良いが、育成するための県の体制が必要であり、そこを強調して記載しないと非常に弱い組織になり、次のパンデミックに対応できない。

	<p>また、42 ページの②に記載のある県の体制整備については、他の都道府県行動計画改定素案と比べるとまだしっかり記載されているが、「応援体制をあらかじめ構築」の部分は、「応援体制をリスト化する」と記載する等、踏み込んで記載したほうが良い。防災計画等ではリスト化されている。</p>
<p>防災危機管理局 植野室長補佐</p>	<p>応援体制については、平時からの準備が欠かせず、事態が発生してから業務の縮小や中止を検討しては遅いということコロナ対応を経て認識している。どれだけの人員が必要かについては既に把握しているはずであり、どう具体化するのかについて検討していく。</p>
<p>委員</p>	<p>概要資料2ページの(1)平時の準備の充実「① 県と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備」であるが、情報収集・分析なしでいきなり検査はできない。右側の対策12項目に情報収集・分析が明記されているため、①を例えば、「県と医療機関との協定等に基づく迅速な情報収集・分析・検査・医療提供体制の整備」と記載し、情報収集をしっかりと行い、検査体制、医療提供体制も整備し、平時から体制構築していくという項目出しの方が良い。</p> <p>また、3ページの⑥ワクチンに、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発の実施とあるが、予防接種とワクチンを違う言葉として使用しているかどうか分からなかったため、言葉を統一しても良いのではないか。また、コロナ禍において、コロナワクチンに対する不信が高まると、定期接種の状況が悪くなっていく状況が世界的に起こった。準備期のどこかに定期接種の推進強化といった文言を入れておくと、新型インフルエンザ対策にも繋がると考える。</p>
<p>座長</p>	<p>ワクチンの定期接種について、コロナだけではなく様々なワクチンの定期接種を推進することにより、ワクチンに対する全体的な理解を深めていくという意味でよいか。</p>
<p>委員</p>	<p>その通りである。</p>
<p>委員</p>	<p>県行動計画は、保健分野に限らず総合的に作るとされているところであるが、素案の役割分担を見ると健康医療福祉部が非常に多い。例えば、情報収集や物資等、もう少し役割分担できないかと考える。</p>
<p>委員</p>	<p>⑫の県民生活・県民経済に、県民生活の安定の確保に向けた対応として、生活支援を要する方への支援とある。県行動計画改定素案の142ペ</p>

ージの 28 行目以降に具体的な対象者の記載があり、「高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援」と記載がある。乳児も含め、子どもの支援関係者の方にコロナ禍における現場対応について話を聞いたところ、市町の要保護児童対策協議会等で支援対象となっている世帯では、親の勝手な判断や様々な影響で子どもの命が危険にさらされたり、外部からの支援もシャットアウトし、かなり危険な状態になっていた事例もあったとのことであった。

この計画を具体化していく中で、子どものいる世帯に目を向けられる言葉を足していただくほうが良いのではないかと。また、子どもに関する県の担当部局は健康医療福祉部だけでなく、子ども若者部も担当であり、子ども若者部に支援担当課もあるため、記載について検討願いたい。

座長

支援を必要とする子どもへの配慮が漏れないように文言を入れていただきたい。行動計画に記載しないと今後、具体化されないため、是非お願いしたい。

委員

県行動計画改定素案の 108 ページに抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と記載があるが、医療機関の在庫数を把握することは相当難しいと考える。県内の卸業者 5 社の流通に関しては把握できるが、そこから一旦販売されると、医療機関の在庫数の把握は難しいというのが実態であり、医療機関にも協力をお願いする必要がある。

昨今、後発医薬品の供給制限等で、薬局や医療機関に届けることができていない状況である。適正な流通のため、流通の指導など行政に支援いただけるとありがたい。

委員

経済の観点で、新型インフルエンザ等のまん延時には、罹患者は治療が必要であり、家族は自宅待機となるため、テレワークが可能であればよいが、企業活動もかなり低調になる。

また、現在ドライバー不足が問題となっており、路線バスの廃止やトラックの輸送力が厳しい状態となっている。このような状況の中、新型インフルエンザ等のまん延時に必要となる医療資材や医薬品、自宅待機となり買い物に行きにくい方々の生活を支える物資等をどのように届けるか。家庭で一定の食料等の備蓄はされるが、まん延が始まると備蓄しようにも売り切れということがよくあり、生活の安定維持や医療機関における治療の維持が難しくなるため、いかに輸送力を太くしておくかが重要である。

今まで通りトラックでの輸送力確保は現実的に難しいと考えるた

め、鉄道網を活用する等、広域的な対策をとっておかないと、いざという時に物が届けられない。県ではなく国の役割かもしれないが、広域的な観点で物資確保や輸送手段を検討する場が必要と考える。

委員

パンデミック時には検査が重要であり、⑨検査に、衛生科学センターの移転建替や、民間検査機関との協定締結と記載いただいているが、果たしてそれで検査数が足りるのか。

コロナ禍では数が足りず、医師会独自で市町が保有している施設の貸出を交渉したが、市町が貸してくれない事例もあった。このため、有事には県が主導のもと、市町に対して施設の貸出等について協力いただくことを県行動計画に記載いただく必要がある。パンデミック時は想定外の事が起こる可能性がある。

また、④番の情報提供について、何のツールで行うかが非常に重要であり、スマホ等で確認できる方法で正しい情報を即座に伝える必要がある。

SNS 等における誹謗中傷に対するメンタル対策として、誹謗中傷をどうやって防ぐかを記載することは非常に重要であるが、その対策がどこにも記載されていないため、記載すべきである。

委員

前回の会議時に、新型インフルエンザ等対策行動計画という題名では、健康福祉部門のみ関係する計画であるといった印象を受けると意見したところ、サブタイトルを入れていただきありがたい。しかし、まだ市役所内では健康福祉部門の計画という認識のみである。

県行動計画改定素案本文を確認したところ、健康医療福祉部の担当が多い。県行動計画を参考に市町行動計画を改定するため、委員から発言のあった市町との連携も含め、市の広い分野が関係し、みんなが取り組むべき計画であり、それを元に平時からの体制が必要であるということ市役所内で言っていければよいと考える。

また、⑥のワクチンに体制の構築と記載があるが、コロナ禍の初期は資機材や医療従事者の確保の際、県が多忙であったこともあり、市町間で直接連絡を取り、ワクチンをお互いに融通したこともあった。普段から市町間の連携も含めた体制を構築する旨を記載いただけるとありがたい。

医薬品については、市町単位での確保が難しいため、県でしっかり備蓄していただき、調整を図っていただけるとありがたい。

委員

情報提供について、昨今 SNS の影響力がかなり強くなっており、法的な正しい情報の発信力が必要と考える。正しい情報が正確に県民の

皆様に届く方法での情報発信を考えていただきたい。

また、県行動計画改定素案の 85 ページに、ワクチンの役割や有効性について情報提供すると書いてあるが、副反応に関する情報提供も必要と考える。

情報弱者の方や、限られた手段でしか情報を得られない方にも正しい情報が届くようにする必要がある。

委員

県行動計画の保健の項目に、メンタルヘルス対策を滋賀県独自で入れていただいております、本当に必要なものであると考える。しかし、誹謗中傷を受けた団体等に対するメンタルヘルス対策を健康医療福祉部のみで対応することは非常に大変ではないかと考える。

座長

(各委員からの意見のまとめ)

- ・ 平時の体制強化と全庁的な体制構築が必要
- ・ 市町との連携が重要
- ・ 情報収集・分析なしで、検査体制、医療提供体制の整備はできないため、概要資料の修正が必要
- ・ 平時からワクチンに対する理解を高める情報提供のあり方を検討すべき
- ・ 情報提供について、SNS をうまく活用すると同時に、正しい情報をしっかり発信する必要がある
- ・ コロナ禍において、子どもをはじめ目が向けられていなかった方々にも目を向けられるようにする必要がある
- ・ 物資の輸送に関して、ドライバー不足が問題となっており、有事に対応できる広域的な輸送手段の検討が必要
- ・ ワクチン、治療薬等の物資を調整する仕組みの構築が必要

座長

議題 2 「その他」について、事務局より説明をお願いします。

健康危機管理課  
橋本係長

参考資料①に基づき説明。

委員

追加資料「滋賀県感染症対策連絡協議会における主な意見について」の内容は素案に反映されているのか。

健康危機管理課  
橋本係長

2 日前の 11 月 22 日に開催した会議における意見であるため、今後反映したいと考えている。

委員	<p>昨日、東近江医師会の例会に出席したところ、先日、県から行動計画の改定素案について意見照会があったが、回答期限が非常に短く、本当に意見を聞く気があるのかといった厳しい意見があった。</p> <p>「感染症を考える月間」が新しくできたことは非常に良いことである。しかし、私が県職員の頃に創設した「医療福祉月間」はあまり知られておらず、しりすぼみになっているため、そうならないようにすべきである。</p>
座長	<p>医師会からは、今後も継続的に御意見をいただければよいか。</p>
防災危機管理局 植野室長補佐	<p>今回はあくまで素案に対する意見照会であり、今後、有識者会議や感染症対策連携協議会における意見やパブリックコメントを経て最終案を作成する予定であるため、随時御意見をいただきたい。また、最終案に対する意見照会も予定している。</p>
委員	<p>先ほど、正しい情報の発信との意見があったが、コロナ禍では正しいか正しくないか分からなかったため混乱した。このため、正しいか正しくないか分からないといった発信をした方がよかったのではないかと考える。</p> <p>また、学者が患者の状況や病院の状況も見ず、「ウイルスが狂暴化する可能性がないことはない」と発言し、それにより日本のコロナ対策を止める時期が遅れた。確率論的に素直に考えて進めるべきであった。特に上気道感染で感染力が強い場合、まん延防止はできないため、実施しなくて良いと考える。</p> <p>先ほど、社会的弱者の対応を行動計画に盛り込むべきとの意見があったが、コロナ禍において高齢者や難病の方への対応にあたり、健康医療福祉部内においても感染症対応であるとの理由で担当課が対応しなかった。行動計画に記載すると、逆に行動計画を作成した課が担当であるといったように逃げる口実になりかねない。高齢者や社会的弱者に対して、社会的全体で対応するのは当たり前である。書かない方が良いこともあるのではないか。</p>
座長	<p>事務局から何かあるか。</p>
防災危機管理局 植野室長補佐	<p>第3回有識者会議について、令和7年5月の開催予定である。あらためて日程調整する。</p>
座長	<p>進行を事務局にお返しする。</p>

奥山健康医療福祉部  
次長

閉会挨拶。

野瀬知事公室管理監

会議を閉会する。